

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 30 日

○議長 宮城清政君 これから最終日、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前10時00分）

日程第 1． 会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第 1． 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって 4 番 大宜見洋文議員、 5 番 照屋仁士議員を指名します。

日程第 2． 議長諸般の報告

○議長 宮城清政君 日程第 2． 議長諸般の報告をいたします。議員発議といたしまして、南風原町議会委員会条例の一部を改正する条例、それから町長から追加議案としまして議案第56号 津嘉山雨水幹線工事（27-4）の請負契約の締結について他 4 件、報告 3 件が提出されていますので、後刻議題といたします。

次に、各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、陳情審査報告書、閉会中の継続審査の申出書が提出されております。

次に、意見書第 7 号 健康で文化的な最低限度の生活を保障する立場で「生活保護基準引き下げ」、「住宅扶助、冬季加算の引き下げ」中止を求める意見書、決議第 5 号 閉会中の議員派遣についても別紙議事日程のとおりそれぞれ後刻議題といたします。以上をもって議長諸般の報告といたします。これから議案の上程に入ります。

日程第 3． 議案第42号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 3． 議案第42号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは、総務民生常任委員会の報告をいたします。議案第42号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、9月4日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では9月14日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い質疑を終結。17日にまとめと採決を行いました。審査の過程における執行部の説明のなかで、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

律、通称マイナンバー法の施行に伴う条例改正と説明がありました。委員からは、マイナンバー制度導入に関して懸念があるとの意見があり、個人情報の漏えい防止に関する質疑が集中し、本町における個人情報保護に関する特別な対策を問う質問がありました。執行部からは、本町の取組として個人情報を取り扱う基幹系システムと外部とのインターネット等につながっている情報系システムが区別されていることから、個人情報が外部に漏れることが物理的にできないとの説明がありました。討論に入り、マイナンバー法の導入に反対の立場から反対討論がありました。採決に入り、採決の結果、挙手多数であり可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これから委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。3番 大城 毅議員。

○3番 大城 毅君 それでは、本案について反対の立場から討論を申し上げます。まず、今回の手数料条例の改正は、いわゆるマイナンバー制度の導入にかかる本町では初めての議案であります。十分な議論、理解が必要であります。まず、マイナンバーは、全国民に12桁の番号を付け、税金や保険料納付、医療、介護、年金、保育サービス利用などの情報をデータベース化して国が一元的に管理・利用するものです。10月の番号通知に続いて来年1月から社会保障と税、災害対策の分野で利用を開始します。民間事業者にも法人番号が付けられ税や社会保障などの手続きでマイナンバーを利用します。また、希望者には写真付き個人番号カードの交付が来年1月に始まります。政府は、マイナンバーについて行政を効率化し国民の利便性を高め公平・公正な社会を実現する社会基盤と説明しています。社会保障の手続きを簡略化したり税の徴収漏れや不正受給防止などに利用するとしています。しかし、利便性といっても年に数えるほどの手続きのうちの一部が省略できるといった程度です。行政効果は税収2,400億円の増と説明されているようです。これは制度導入で手の空いた職員1,900人が徴収に回り1人当たり1.3億円の徴収額が増えるという机上の計算です。一方でマイナンバー導入にかかる初期費用は約3,000億円、年間経費に約300億円がかかり、民間事業者の負担も含めると1兆円とも言われています。民間事業者は、保有する社員の個人情報について担当者を決め、別室で厳重管理する。社員5人程度の零細業者でも数十万円を要すると言われています。これだけの税金と負担を強いながらまともなメリットを示せない一方、飛躍的に高まるのがプライバシー侵害や情報漏えいのリスクです。プライバシーを守る権利は憲法によって保障された人権であり、個人情報はむやみに知られることのないようにすべきものです。政府が国民に番号を付けて多くの個人情報を一括管理、利用すること事態が重大な問題です。マイナンバーをとおして大量の個人情報が公務、民間を問わず利用さ

れます。個人情報引き出され、情報漏えいやなりすまし、不正利用などプライバシー侵害の危険性が高まることは明らかです。政府はファイヤーウォールもあり個人情報にアクセスできる人も限られると強調しますが、個人番号を官民が使うという仕組み自体が漏えいの危険を高めるものです。年金機構が125万件の情報漏えいを起こしたように、絶対に事故を防げる保障はありません。来年1月からの年金情報との連結は、先延ばしをせざるを得なくなりました。にもかかわらず政府は、あらゆる分野へ利用拡大を計画しています。去った国会では、金融機関の預金口座や健康診断情報にも利用を広げる法律が成立しました。マイナンバー制度の導入は、税の徴収強化や社会保障など公共サービス抑制が本当の狙いがあります。国民の税、社会保障情報を一元管理する共通番号を求めてきたのは財界です。経団連は社会保障の個人会計を作り、納めた税、保険料に応じた給付にするよう求めてきました。社会保障を権利ではなく、税・保険料に対する対価、すなわち自己責任に変質させる大改悪であります。そうやって国や大企業の負担を削減することを狙っています。全国の自治体のなかでは、徴収業務の民間委託や人権無視の差し押さえなどが問題になっている団体もあると聞きます。共通番号の導入で更に強権的徴収が横行することにもなり兼ねません。

まとめます。まず、この制度は、国民が望んで導入される制度ではないということです。2つ目に、国民1人1人に原則不変の個人番号を付け、個人情報をこれによって容易に照合できる仕組みを作るとは、プライバシー侵害やなりすましなどの犯罪を常態化する危険があるということです。税や社会保障の分野では、課税強化や社会保障給付削減の手段となるなど扱う側には大きなメリットがあります。しかし、国民には様々な行政手続きがオンライン上でできるなどのことはありますけれども、一方システムのコスト負担、1人1人には通知カードや番号カードの保管義務が負わされます。今後、医療情報や銀行口座などの情報も法制化乃至構想されており、このような情報まで管理されることへの国民の嫌悪感、疑念が晴らされていません。よって私は、この制度の導入に反対であります。このような大きな制度の導入にかかわる最初の議会で必ずしも十分な理解がされているとは言えないことから、本議案に反対するものであります。よろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 他に討論はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第42号 南風原町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立多数)

○議長 宮城清政君 起立多数であります。したがって、本案は可決されました。

日程第4. 議案第43号 南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例について

○議長 宮城清政君 日程第 4. 議案第 43 号 南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは、議案第 43 号 南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例 審査の経過 本案は、9 月 4 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では 9 月 14 日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い質疑を終結いたしました。17 日にまとめて採決を行いました。最初に、9 月 4 日の本会議で、私、浦崎みゆき議員が質問した会議の成立要件に対する回答がありました。同条例案第 6 条第 2 項に規定された会議の成立要件については、本町の他の条例、審議会の会議の成立要件と同様に過半数の出席を会議の成立要件とすると説明がありました。審査の過程において、委員から、まち・ひと・しごと創生総合戦略が、本町の地域課題に対して中長期視点に立った重要な計画として位置付けられていることから、審議会を構成する委員は、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、言論界の様々な分野から人選されたいと意見がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り採決の結果、挙手全員であり全会一致により可決いたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長 宮城清政君 これから委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第 43 号 南風原町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第 5. 議案第 49 号 南風原町就学指導委員会条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 5. 議案第 49 号 南風原町就学指導委員会条例の一部を改正

平成 27 年第 3 回定例会 9 月 30 日

する条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます
玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 それでは、議案第49号 南風原町就学指導委員会条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。審査の経過 本案は、9月4日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では9月14日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容について報告いたします。これまで特別支援を必要とする障がい等のある児童生徒が就学する際、就学指導委員会において就学先を審査・決定し、保護者に通知していたということであります。今回の改正では、就学先決定前に本人や保護者の意見を最大限に尊重し、合意形成によって就学先を決定でき、就学後も相談・支援していくという説明がなされました。委員からは、特別支援を要する児童生徒が本町の幼稚園、小中学校に入学を希望する際には、ヘルパーや環境整備などサポート体制を作りながら支援するよう意見がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、9月14日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありません。採決 挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第49号 南風原町就学指導委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第 6．議案第44号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 6．議案第44号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは、議案第44号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、9月4日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では9月14日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い質疑を終わりました。17日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り採決の結果、挙手全員であり全会一致により可決いたしました。よろしくをお願いします。

○議長 宮城清政君 これから委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第44号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第7．議案第45号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第7．議案第45号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは、議案第45号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、9月4日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では9月14日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い質疑を終えました。17日にまとめと採決を行いました。審査の過程における執行部の説明のなかで、教育委員長と教育長を一本化した特別職となる新教育長も同審議会での審査対象とする必要があるための改正と説明がありました。委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴って特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例といくつかの条

例等の改正が今後予定されていることを確認いたしました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り採決の結果、挙手全員であり全会一致により可決いたしました。よろしくをお願いします。

○議長 宮城清政君 これから委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第45号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第8．議案第46号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第8．議案第46号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは、議案第46号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、9月4日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では9月14日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い質疑を終えました。17日にまとめと採決を行いました。審査の過程における執行部の説明のなかで、災害は暴風雨のみでないことや警報が発令されていないときでも職員の対応が必要な場合等様々な状況を想定し、それらに対応できるようにするための改正と説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り採決の結果、挙手全員であり全会一致により可決いたしました。よろしくをお願いします。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第46号 南風原町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第 9. 議案第47号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 9. 議案第47号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第47号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、9月4日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では9月16日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い質疑を終えました。17日にまとめと採決を行いました。審査の過程における執行部の説明のなかで、保育所にかかる保育士の数の算定について、当分の間当該保育所に勤務する保健師又は看護師に加え当該保育所に勤務する准看護師についても1人に限って保育士とみなすことができるとの説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り採決の結果、挙手全員であり全会一致により可決いたしました。よろしく願います

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第47号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員

平成27年第3回定例会 9月30日

長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第10. 議案第48号 南風原町教育事務点検評価審議会設置条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第10. 議案第48号 南風原町教育事務点検評価審議会設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告します。議案第48号 南風原町教育事務点検評価審議会設置条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、9月4日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託されたものであります。委員会では9月14日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容につきまして報告いたします。上位法の改正により、教育委員長の役職が廃止され、委員の1人であった教育長が今後は教育委員会を代表することになるということであり、法律の改正を受け、本町の条例について条ずれが起こったため改正の必要が出たという説明であります。なお、南風原町教育委員会においては、現教育長の任期が平成29年3月末日であることから、現教育長の任期満了後に新教育長制度が適用されるということでありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、9月14日に採決を行い審査を終結しました。討論はありませんでした。採決 挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第48号 南風原町教育事務点検評価審議会設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第11. 議案第50号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第5号）

○議長 宮城清政君 日程第11. 議案第50号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは、議案第50号 平成27年度南風原町一般会計補正予算（第5号）について報告します。審査の経過 本案は、9月4日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では関係部長、課長及び職員の出席を求め、9月14日に総務部住民環境課、総務課、企画財政課、16日に民生部こども課、国保年金課、経済建設部都市整備課、産業振興課、教育部教育総務課生涯学習課、学校教育課より説明を受け、質疑し審査を行いました。17日にまとめと採決を行いました。その審査のなかで主な事項についてご報告いたします。

1. 住民環境課について 予算書10ページ、13款2項6目13節. 社会保障税番号制度導入補助金1,376万5,000円の増は、社会保障税番号制度導入に伴い通知カード及び個人番号カード関連事務の委託にかかる経費の町負担額に対する補助金と説明がありました。また情報セキュリティ対策に関する本町の取組の説明があり、個人情報の漏えいは物理的にできないとのことです。委員からはマイナンバー制度の導入に関する懸念が完全に払しょくされていないと意見があり、社会保障税番号制度導入に伴う通知カード及び個人カード関連の制度について町民に対する周知を徹底されたいと意見がありました。

2. こども課について 予算書22ページ、3款2項2目. 保育所運営授業。国及び県の保育緊急確保事業補助金が、子ども・子育て支援交付金へと制度改革があったことから、予算の組替え及び制度改革による事業廃止や新規事業の説明がありました。具体的には、この制度改革に伴う減額分が、マイナス1億5,729万8,000円、増額分が1億2,108万6,000円であることから、合計で今回の補正額がマイナス3,621万2,000円の減額となる。委員からの質疑に対する執行部からの回答で、今回の補正予算で計上できなかった分があり、詳細が分かり次第補正予算を計上する予定であり、結果的には予算が増額となること、また制度改革によってこれまで補助率が国と県と併せて3分の2だった事業が、制度改革により補助率が変わり国補助2分の1、県補助4分の1の合計4分の3補助となる事業がいくつかあることを確認し、財源的に有利なるとの説明があり、今回の制度改革は町にとって手厚いものになることを確認いたしました。

3. こども課について 予算書22ページ、3款2項2目13節. 病児・病後児保育事業委託料が377万6,000円の増は、実績見込みによる補正と説明がありました。委員からは、同事業に対する町民ニーズが多岐であり、サービス提供が追いついていない現状から、病児・病後児保育の情報提供として第1に料金は異なれども他市町村の病院でも同事業を利用できること、第2に社会福祉協議会内のファミリーサポートセンターが行っている病児の援

助というサービスがあることを町民に周知徹底されたいと意見が出ました。

4. 学校教育課について 予算書10ページ及び12ページ、13款2項4目、教育費国庫補助金及び14款2項6目、教育費県補助金、一時預かり事業交付金にかかる国と県を合わせたマイナス1,843万2,000円の減額について質疑がありました。予算編成後の平成27年3月において、子ども・子育て支援交付金の制度改革に伴い、同交付金の要綱にある算定式も変更となり、関係機関との調整を要したことから、今定例会での減額補正との説明がありました。以上の経過を経て17日に一般会計補正予算に対するまとめを行いました。討論に入り、マイナンバー法の導入に反対の立場から関連する予算について反対討論がありました。採決に入り、採決の結果、挙手多数であり可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 本補正予算に関して反対の立場から討論を申し上げます。趣旨は、先ほど議案第42号の手数利用改正条例で述べたとおりですので繰り返しません。これに係わる初めての予算の提案であるということですので、先ほどの趣旨で反対を申し上げるものです。この補正予算のその他の部分について異議があるものではありません。以上で、反対討論といたします。

○議長 宮城清政君 他に討論はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第50号 平成27年度南風原町一般会計補正予算(第5号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立多数)

○議長 宮城清政君 起立多数であります。したがって、本案は可決されました。

日程第12. 議案第51号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○議長 宮城清政君 日程第12. 議案第51号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは、議案第51号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。審査の経過 本案は、9月4日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では9月16日に委員会を開き、関係部長、課長及び担当職員の出席を求め、質疑応答を行い質疑を終えました。17日にまとめと採決を行いました。審査の過程における質疑のなかで、予算書8ページ、7款1項1目、歳入、前期高齢者交付金1億984万6,000円の増について、制度改正の有無を確認する質疑がありました。執行部からは、同交付金について制度改正はないことまたその他に2会計年度前の同交付金の確定金額精算を加味された平成27年度分の交付金額決定に基づく増額と回答がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、挙手全員であり全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第51号 平成27年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第13. 議案第52号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長 宮城清政君 日程第13. 議案第52号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告いたします。議案第52号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。審査の経過 本案は、9月4日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審議を付託され、当委員会では9月14日に委員会を開き、関係部長、課長及び担当職員の出席を求め、審査をいたしました。審査の内容について報告します。今回の補正は、平成26年度の決算確定に伴うものであると報告がなされました。以上のことが、経済教育常任委員会で審査されました。そして、9月14日に採

平成27年第3回定例会 9月30日

決を行い、審査を終結しました。討論はありません。採決 挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第52号 平成27年度南風原町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第14. 議案第53号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

○議長 宮城清政君 日程第14. 議案第53号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告いたします。議案第53号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)。審査の経過 本案は、9月4日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では9月14日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め、審査をいたしました。審査の内容について報告いたします。今回の補正は、平成26年度の決算確定に伴うもの、人事異動等による人件費に伴うものであると報告がなされました。以上のことが、経済教育常任委員会で審査されました。そして、9月14日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありません。採決 挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行

います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第53号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第15. 議案第54号 平成27年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

○議長 宮城清政君 日程第15. 議案第54号 平成27年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告いたします。議案第54号 平成27年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。審査の経過 本案は、9月4日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に付託されたものであります。委員会では9月14日に委員会を開き、関係部長、課長及び職員の出席を求め、審査をいたしました。審査の内容について報告いたします。今回の補正は、平成26年度の決算確定に伴うものであると報告がなされました。以上のことが、経済教育常任委員会で審査されました。そして、9月14日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありません。採決 挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第54号 平成27年度南風原町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

平成27年第3回定例会 9月30日

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第16. 議案第55号 平成27年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長 宮城清政君 日程第16. 議案第55号 平成27年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第55号 平成27年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。審査の経過 本案は、9月4日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では9月16日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め、質疑応答を行い質疑を終えました。17日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、挙手全員であり全会一致により可決いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第55号平成27年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。休憩します。

休憩（午前10時51分）

再開（午前11時00分）

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第17. 認定第1号 平成26年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定

○議長 宮城清政君 日程第17. 認定第1号 平成26年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、本案に関し、総務民生常任委員長の説明を求めます。浦

崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは、総務民生常任委員会の報告をいたします。認定第1号 平成26年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について 審査の経過本件は、9月7日に本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では9月10日、11日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑を行いました。また、15日に連合審査会において経済教育常任委員会より審査報告を受けました。当委員会では15日に委員会を開き、決算認定について審議を行い、17日にまとめと採決を行いました。結果として、別紙意見2点を付してあります。意見を読み上げた後に審査の経過報告をいたします。

1点目、市町村特定処理支援事業補助金の交付申請漏れについて。決算書16ページ、決算調書資料44ページ、主要施策の成果に関する報告書152ページ。市町村特定処理支援事業補助金に交付申請漏れがあり、本町一般会計に歳入欠陥163万9,000円が生じた。同補助金交付申請漏れの原因として、職員間における事務引継ぎミス、チェック体制の甘さ等が感ぜられる。全ての業務においてフローチャート等を作成することで組織として事務執行ミスを防ぐ体制づくりに努めるよう意見する。審査の経過について、総務民生常任委員会では昨年4月以降の不発弾処理にかかる一連の経過報告を受け、市町村特定処理支援事業補助金の交付申請漏れの原因は組織としての管理不行き届き及び事務処理手順の錯誤等によると説明を受けました。また、同補助金の交付申請漏れを防ぐ対応策として、不発弾処理フローチャートの提出があり、今後は処理防護壁ライナープレート工事の請負契約伺い書に補助金交付決定通知の写しを添付することで、同補助金の交付申請漏れを防ぐことができると説明がありました。本委員会は、同様な事務執行ミスを繰り返さないように執行部に意見を述べ、全ての部署、全ての業務についても業務フローチャートの作成に取り組み、事務執行ミスの再発防止に努めるよう意見を付しました。

続いて2点目。保育料及び主食費の債権管理について。決算書10ページ、決算調書資料112ページ。主要施策の成果に関する報告書55ページ。毎年3月に送付している保育料及び主食費現年度分の催告書について、平成26年度は出納閉鎖間際の平成27年5月中旬に送付したことが分かった。保育料及び主食費現年度分の平成25年度収入未済額が42件248万300円だったことに対し、平成26年度は112件、447万4,190円と大幅増額となった。保護者の負担の公平と財源確保の観点から、早めの催告書の送付及び収入未済の実態把握に努め、収入未済額の解消と新たな発生防止について取組を強化されるよう意見する。

審査の経過について 保育料及び主食費現年度分の債権管理について、毎年3月に送付している保育料及び主食費現年度分の催告書について、平成26年度は出納閉鎖間際の平成27年5月中旬に送付したことから、件数及び収入未済額が大幅増となった。委員からは、保育料及び主食費に滞納があっても継続して子どもを保育園に預けられていることは、保護者の負担や公平さや保育の待機児童の観点からも公平さに欠けるものであると意見があり

ました。また、別の委員からは、保育料及び主食費の滞納は、将来において学校給食費の滞納にもつながり兼ねない懸念があるとの意見があり、極めて問題であると共通認識いたしました。納付相談に応じる体制といたしましては、滞納者と分割納付制約を交わしたりするケースがあることを確認し、保護者の負担の公平と財源確保の観点から引き続き収入未済の実態把握に努め、収入未済額の解消と新たな発生防止について取組を強化されるよう意見を付しました。

次に、報告事項5点を申し上げます。1点目に、総務課における審査の経過で、主要施策の成果に関する報告書15ページ、2款1項2目。文書広報費。『広報はえばる』の発刊、発行、編集体制と配布について。本町の行政情報発信の柱である広報誌が更に充実を図るためには、担当者以外の他社の目による編集会議を開催する等の編集体制の強化が必要である。また、広報誌を配布等、町民に情報格差が生じないよう取り組みされたいと委員から意見がありました。

2点目に、保健福祉課における審査の過程で、主要施策の成果に関する報告書93ページ、4款1項2目。予防費、高齢者肺炎球菌の定期予防接種について。高齢者肺炎球菌予防接種が定期予防接種となったことから、高齢者にとって大変重要な予防接種であり接種率が45.2パーセントであることが分かった。また、65歳より5歳刻みの無料接種であり、接種後はおおむね5年間の効果があることから、次の無料接種につなげることができることを確認しました。委員からは、住民健診時や町敬老会等の高齢者が集まる機会を利用して、肺炎球菌予防接種の重要性を周知徹底し、広報活動を強化されたいとの意見がありました。

3点目に、国保年金課における審査の経過で、主要施策の成果に関する報告書73ページ、4款1項5目。成人保健対策費、住民健診の受診率について。住民健康診査は、ナイト健診及び日曜健診を行っており、受診率アップにつながっているとの説明がありました。

4点目に、教育総務課における審査の経過で、決算書23ページ、決算調書257ページ、268ページ、主要施策の成果に関する報告書34ページ、19款5項3目。学校給食収入、学校給食費現年度分・滞納繰越分の収納率向上について。学校給食費の徴収方法を、訪問徴収だったものを保護者に出向いてもらい分納誓約を交わす方式に切り替えた結果、現年分は収納率98.09パーセントで、対前年度比1.63ポイント増（前年度96.46パーセント）となった。また、滞納繰越分は、収納率20.38パーセントで、対前年度比16.26ポイント増（前年度4.12パーセント）となり、特に滞納繰越分が約5倍の成果になったことを確認しました。徴収方法を工夫した成果は高く評価するが、滞納繰越分の収入未済額が約6,800円と多額である。委員から、今後法的措置等の検討も必要になるとの意見もあり、別の委員からは不納欠損処理を行うときは現年分に力を入れ、徴収率を上げた上で慎重に取り組みされたいと意見がありました。次に、他の部署と連携を取りながら徴収業務に取り組んでいるかという質問には、町税等の還付金を充当したり保護者に確認の上で児童手当から充てるケースがあると回答がありました。

5点目に、産業振興課における審査の経過で、主要施策の成果に関する報告書114ページ、

6款1項3目．農業振興費、ストレリチアの立枯れ対策・花き振興対策事業について。これまで疫病により生産量が減少し問題となっていたストレリチアの疫病対策について、成果の報告では、生産量の向上が期待できるという内容であることから、委員より詳しい内容について確認がありました。ストレリチアは、平成17年に拠点産地に認定されましたが、立枯れ、疫病の影響で平成17年度の172万本の出荷量から平成26年度は92万本の出荷量と、当時と比べ50パーセント程度の出荷量まで減少していると報告がありました。平成26年度から疫病に対する農薬補助の適用や花き振興対策事業で実証展示圃場の設置により、疫病の進展速度を抑える方法や原因究明に向け一定の成果があったと説明がありました。回復に向けては、今後も疫病に対する更なる調査・研究や苗の確保、技術の確立に向け一層の取組が必要と確認しました。以上、2点の意見を付し、5点を報告いたします。

討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、別紙意見を付けて全会一致により認定すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより認定第1号平成26年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、意見を付しての認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立多数）

○議長 宮城清政君 起立多数であります。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第18. 認定第2号 平成26年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

○議長 宮城清政君 日程第18. 認定第2号 平成26年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、本案に関し、総務民生常任委員長の説明を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん それでは、総務民生常任委員会の報告をいたします。認定第2号 平成26年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について審査の経過 本件は、9月7日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行ったあ

平成27年第3回定例会 9月30日

と当委員会に審議を付託され、当委員会では9月10日に委員会を開き、民生部長、国保年金課長、担当職員の出席を求め質疑を行い、質疑を終えました。17日にまとめと採決を行いました。委員会では、主要施策の成果に関する報告書68ページ、決算調書359ページの8款1項1目、特定健康診査等事業費の詳しい内容について確認がありました。13節、特定健康診査等委託料1,963万2,000円は、町が特定健診を委託した8医療機関へ支払う委託料で、被保険者にとっては補助金額に当たるとの説明があり、また、報酬・賃金・報酬費等2,256万9,000円は、保健指導にかかる人件費であり、保健福祉課に配置している保健師及び特定健診受診協力員等との説明がありました。委員から特定健診の受診率に関する質疑があり、主要施策の成果に関する報告書69ページにあるように、平成26年度の特定健診受診率が43.2パーセント、特定保健指導実施率が73.5パーセントとの説明がありました。

討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、別紙意見を付けて全会一致により認定すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより認定第2号 平成26年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第19. 認定第3号 平成26年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 宮城清政君 日程第19. 認定第3号 平成26年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告します。認定第3号 平成26年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 審査の経過 本案は、9月5日の本会議に上

程され提案理由の説明を受け、9月6日に質疑を行った後、本委員会に付託されたものであります。9月14日に委員会を開き、関係部長、課長及び担当職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容について報告いたします。公共下水道の接続可能人口が、平成26年度末で2万744人で、うち接続人口1万9,868人で、接続率95.8パーセントとなったことが報告されました。対前年度比4.6パーセント増で、下水道の接続向上が図られていることを確認しました。委員から、下水道接続人口ではなく、字・自治会ごとの接続件数を把握することで、未接続エリアを絞り今後の計画に活かすよう声がありました。担当課からは、メーター数など接続件数の把握を行い、接続率向上につなげたいと前向きな回答もありました。また、平成26年度の下水道工事執行率が83.5パーセントであるとの報告がありました。委員から、現場調査で確認した津嘉山第3雨水幹線工事について進捗はどうかとの質問がありました。汚水に関しては6月で完了したこと、雨水浸水対策については工事箇所集合住宅が多く時間を要しているが10月末に完了見込みであると回答がありました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、9月14日に採決を行い審査を終結しました。討論はありません。採決 挙手全員で、原案のとおり認定すべきものと決定しました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより認定第3号 平成26年度南風原町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第20. 認定第4号 平成26年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 宮城清政君 日程第20. 認定第4号 平成26年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

平成27年第3回定例会 9月30日

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告します。認定第4号 平成26年度南風原町土地
区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について 審査の経過 本案は、9月5日の本会
議に上程され提案理由の説明を受け、9月6日に質疑を行った後、本委員会に付託されたも
のであります。9月14日に委員会を開き、関係部長、課長及び担当職員の出席を求め審査を
いたしました。審査の内容について報告いたします。津嘉山北土地区画整理事業は、平成26
年度から津嘉山ハイツ周辺を重点的に整備していることが報告されました。平成28年度ま
でに物件移転を行い、平成31年ごろの完了を目指しているということでございました。委員
から同区画整理事業において、課題となっている箇所があるかと質問がありました。担当課
からは、南風原第二団地南側付近の区画整理について時間を要する可能性があるが、地域住
民に理解を求めながら事業執行に取り組んでいきたいという回答がありました。以上のこ
とが経済教育常任委員会で審査されました。そして、9月14日に採決を行い、審査を終結し
ました。討論はありません。採決 挙手全員で、原案のとおり認定すべきものと決定いたし
ました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありません
か。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行
います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより認定
第4号 平成26年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決
します。本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成
する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は認定することに決定いたし
ました。

日程第21. 認定第5号 平成26年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
について

○議長 宮城清政君 日程第21. 認定第5号 平成26年度南風原町農業集落排水事業特別
会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報
告を求めます。玉城 勇経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 玉城 勇君 報告します。認定第5号 平成26年度南風原町農業

集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 審査の経過 本案は、9月5日の本会議に上程され提案理由の説明を受け、9月6日に質疑を行った後、本委員会に付託されたものであります。9月14日に委員会を開き、関係部長、課長及び担当職員の出席を求め審査をいたしました。審査の内容について報告いたします。神里地区の農業集落排水の接続率は77パーセントで、前年度より0.7パーセント減少しております。これは、太希おきなわ（旧おきなわ太陽の町）居住者の移動による人口減によるものであると説明がありました。委員より、太陽光パネルの効果はどうかという質問がありました。太陽光パネル設置前と比較すると、平成26年度の電力使用量は26.1パーセント削減、電気料金は15.7パーセント削減され、売電を含めた料金削減効果は20.3パーセント削減であると回答されました。以上のことが経済教育常任委員会で審査されました。そして、9月14日に採決を行い、審査を終結しました。討論はありません。採決 挙手全員で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより認定第5号 平成26年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第22. 認定第6号 平成26年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○議長 宮城清政君 日程第22. 認定第6号 平成26年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず、本案に関し、総務民生常任委員長の説明を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 認定第6号 平成26年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 審査の経過 本件は、9月7日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審査を付託され、当委員会では9月

平成27年第3回定例会 9月30日

10日に委員会を開き、民生部長、国保年金課長、担当職員の出席を求め質疑を行い、質疑を終えました。17日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全会一致により認定すべきものと決定いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより認定第6号 平成26年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第23. 議案第56号 津嘉山第3雨水幹線工事（27-4）請負契約について

○議長 宮城清政君 日程第23. 議案第56号 津嘉山第3雨水幹線工事（27-4）請負契約についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第56号 津嘉山第3雨水幹線工事（27-4）の請負契約についてであります。津嘉山第3雨水幹線工事（27-4）について、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

記1. 契約の目的 津嘉山第3雨水幹線工事（27-4）。2. 契約の方法 指名競争入札による契約。3. 契約金額8,640万円。4. 契約の相手方 住所沖縄県南城市字稲嶺1253番地1 商号有限会社伊世開発 代表取締役伊集 薫。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 議案第56号 津嘉山第3雨水幹線工事（27-4）請負契約の詳細についてご説明いたします。本案件は、去った9月9日の平成26年度決算認定に伴

う現場調査の折、時間をいただいでご説明をいたしました現場となっております。

2ページの入札結果報告書でございます。9月1日に入札を行ってございまして、全18社応札にて執り行いまして、有限会社伊世開発、代表取締役 伊集 薫の落札となっております。落札金額が、入札予定価格に対しまして97パーセントの落札となっております。工事の概要でございますが、津嘉山自動車学校に隣接する県道128号線に雨水のボックスカルバートの敷設が92.5メートル、同じく隣接した箇所に下水道汚水管の管径350ミリが94メートル、汚水管に伴うマンホール3機の設置となっております。平面図も添付されておりますので、そちらのほうで説明いたします。

県道128号線、赤字で表示してあります部分が今回の工事箇所となっております。延長しまして94メートル。そちらにボックスカルバート、内径で幅1.6メートル、高さが2.5メートルと縦長のボックスカルバートの敷設になります。その隣接した箇所に下水道の汚水管、硬質塩化ビニール管になりますけれども、350ミリの敷設となります。こちらはただいま施工を継続しております区画整備区域内及び旧集落内の汚水及び雨水の取込を目的とした工事となっております。

3ページには、落札しております施工業者の近年の工事实績等を添付しておりますのでお目とおしのほどお願いいたします。以上で、簡単ではありますがご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。議案第56号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第56号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第56号 津嘉山第3雨水幹線工事(27-4)の請負契約について採決します。本案は、賛成する方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第24. 議案第57号 津嘉山幼稚園園舎新增築工事(建築)の請負契約について

○議長 宮城清政君 日程第24. 議案第57号 津嘉山幼稚園園舎新增築工事(建築)の請

負契約について議題とします。まず、本案に関し、提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第57号 津嘉山幼稚園園舎新增築工事（建築）の請負契約についてであります。津嘉山幼稚園園舎新增築工事（建築）について、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

記1. 契約の目的 津嘉山幼稚園園舎新增築工事（建築）。2. 契約の方法 指名競争入札による契約。3. 契約金額7,855万7,040円。4. 契約の相手方 住所沖縄県那覇市宇上間210-1 商号有限会社大満土建 代表取締役大城文男。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 議案第57号 津嘉山幼稚園園舎新增築工事（建築）の詳細についてご説明いたします。

2ページに入札結果報告書を資料として付してございます。17社の応札で16社が入札をしております。7番目の有限会社大満土建が落札でございます。これには最低制限価格を設けてございましたので、4社で入札価格が同額でございましたので、くじを引きまして大満土建さんが落札でございます。

それでは、3ページの工事の概要についてご説明いたします。工事名 津嘉山幼稚園園舎新增築工事（建築）。工事場所 南風原町字津嘉山地内。工期 平成27年10月1日から平成28年3月8日まで。主な施工内容につきましては、建物規模が園舎面積376平方メートル、構造で鉄筋コンクリート造1階建て。工事内容 直接の仮設工事。これは、足場になります。地業工事。これは、杭打ちです。コンクリート工事、それから既製コンクリート工事、これはブロックになります。石工事、これは人工大理石でトイレ等になります。それから木工事は、窓枠等です。左官工事、外壁とトイレ。金属製建具工事、これはアルミサッシになります。塗装工事。ユニット及びその他工事は、家具類になります。土工事、これは穴を掘る工事です。鉄筋工事、型枠工事。防水工事は、屋根になります。タイル工事、トイレ、玄関等です。金属工事、天井の格子等になります。木製建具工事、これは木製ドアの扉です。硝子工事は、窓ガラス工事です。内外装工事、これはクロスで天井と床等になります。それが工事の内容になります。

次のページは、契約相手方工事実績表で、23年度から26年度まで付けてございますのでご確認をお願いいたします。

それから5ページは、配置図になります。右側下のほうが津嘉山幼稚園の園舎と運動場です。園庭のほうに延びていくかたちの今回の建築になります。

次、6ページです。黒塗りの部分が現園舎でございます。白い部分が今回の工事の部分でございます。保育室が1、2、3の3部屋でございます。その中を挟みまして廊下がございま

す。そして、園児用のトイレが保育室 1 と 2 との間にございます。保育室 3 には右手にあります。それから、玄関ホールも今回の増築に入ります。そして、職員室も白くなっている所は職員室を拡幅となります。以上、説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8 番 花城清文議員

○8 番 花城清文君 少し教えてください。今度の増築分は、4 歳児の園児を受け入れるということでのものです。新しく造る教室と今まであった教室、今まで玄関ホールがありました。そして、職員室があります。4 歳児を受け入れるときのホール、それから職員室は、今ある園舎であるのか、それとも別々に新しく造る教室の中で 4 歳児の職員が採用されると思うのでそこだけのもの、つまり、5 歳児を保育する皆さんと 4 歳児を保育する皆さんは別々になるのか。玄関ホールも含めて、どこからどういうかたちで園児たちを迎えるのか。それも含めて説明してくれますか。これは、各幼稚園とも言えますね。これから提案される各幼稚園ともそれが言えると思います。新しく 4 歳児が保育されます。その教諭の分の教室が中に入って、5 歳児についてはこれまでどおりの教室、職員室があつて、職員がそれぞれに分かれていくのか。4 歳児、5 歳児の園児たちが別々の教室、靴箱があつて別の所から入っていくのでしょうか。そこがどうなっているのかももう少し詳しく説明してくれますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 ただいまのご質問にお答えいたします。まず、職員室でございます。今回、6 ページの図にございますように、職員室は現在の部分に白くテーブルが並んでいるようなかたちでございますね、その部分が職員室としての増でございます。4 歳児、5 歳児の職員の皆さん、教諭の皆さん、職員室は 1 つです。それから、四角く格子状になっている所が玄関です。そこに靴箱等を配置して、それで左側の遊戯室のホールは一緒でございますので、この図からすると既存の木の所から入ってくるようなかたちで、玄関には行って左側が 5 歳児、右の白くなっている部分が 4 歳児という造りになってございます。玄関は一緒に入ってきて、右側が 4 歳児、左側が 5 歳児ということで玄関口は 1 つでございます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 心配していましたが、そういうふうにして欲しかったです。園行事であるとか園児たちの教育はお互いに意見を出し合つて教育していくことが非常に大事であつて、職員がばらばらになるとしたらおかしいので心配していましたが、今の答弁を聞いて安心しました。園の行事があるわけでしょう。授業参観であるとか親子で出席する園の行事が一杯あると思う。そういった意味で、保護者も入りやすいようきちんとしておいたほうが

いいと思います。その工夫もされていると思いますので、ぜひ早めに建築して、一般質問でも話をしましたが早めに建築を終わらないと5歳児の保育の準備、靴箱には子どもたちの名前も入れなければいけないでしょう。鞆かけであるとか、教室内の準備をしなければいけない。早めに建築が終わるよう、そして準備ができるようお願いして質問を終わります。答弁、ありがとうございました。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 図面が小さくて分かり難いので確認をしたいところがあるのですが、給食受入室があつて、新しく増築する所に給食パンの受入室はありますけれども、この距離の離れに支障はないですか。他の園にはそういうことは見られないようですが、津嘉山幼稚園は給食受入室を改造して受け入れるとかそれができないのか。またはそのほうが望ましいのか。確認をしたいと思います。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 ただいまの質問にお答えいたします。給食受入室の増築ですが、平成24年度に増築したということでまだ会計検査期間中であることもありまして、こちらの壁を一部撤去して増築することは厳しく今回はパンの受け室のみを新增築する箇所に設置するというので、幼稚園とも調整しながら計画を進めてきております。園のほうにも納得してもらっているということで、支障はないとみております。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 5歳児の新築分とのことですが、右側が4歳児だと。ところで、3歳児については検討中、まだ分からないということではあるのですが、それに対応するための造りになっているのかどうか。例えば3歳児も受け入れるとなったときに、では園舎はどこに、その上にでも造れるような例えば基礎になっているのかどうか。全くなしということであれば、それは関係ないのでしょうかけれども、これから検討するということになっていますので、そのへんの対応はどうなっているのでしょうか。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 ただいまの質問にお答えします。3歳児の受入については、平成29年度に検討するというので計画しておりますので、今の平面計画では4歳までとしております。平成29年度でもし3歳児受入をすることになれば、2階等に増築するという

検討をしておりますので、その対応も今回の増築のなかで基礎・柱等の対策は進めております。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時54分）

再開（午前11時56分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。議案第57号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第57号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第57号 津嘉山幼稚園園舎新增築工事（建築）の請負契約について採決します。本案は、賛成する方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第25. 議案第58号 南風原幼稚園園舎新增築工事（建築）の請負契約について

○議長 宮城清政君 日程第25. 議案第58号 南風原幼稚園園舎新增築工事（建築）の請負契約について議題とします。まず、本案に関し、提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第58号 南風原幼稚園園舎新增築工事（建築）の請負契約についてであります。南風原幼稚園園舎新增築工事（建築）について、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

記1. 契約の目的 南風原幼稚園園舎新增築工事（建築）。2. 契約の方法 指名競争入札による契約。3. 契約金額7,766万2,800円。4. 契約の相手方 住所沖縄県中頭郡西原町字棚原245-1 マイライフ101号室 商号株式会社美善建設 代表取締役根保直樹。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 議案第58号の内容について説明いたします。

2ページの入札の結果でございます。9月17日に入札をいたしました。17社の応札に対して16社で入札を行っております。これも最低制限価格を設けてございます。3社が同額でございましたので、くじを引きまして、8番目の株式会社美善建設が落札をしております。

それでは、3ページの工事の概要についてご説明いたします。工事名 南風原幼稚園園舎新増築工事（建築）。工事場所 南風原町字兼城地内。工期 平成27年10月1日から平成28年3月8日。主な施工内容 建物規模が園舎面積245平方メートル、構造が鉄筋コンクリート造1階建て。直接仮設工事一式。地業工事一式。コンクリート工事一式。既製コンクリート工事一式。石工事一式。木工事一式。左官工事一式。金属製建具工事一式。塗装工事一式。ユニット及びその他工事一式。土工事一式。鉄筋工事一式。型枠工事一式。防水工事一式。タイル工事一式。金属工事一式。木製建具工事一式。硝子工事一式。内外装工事一式。内容につきましては、先ほどの津嘉山幼稚園で説明したとおりでございます。

続きまして4ページが契約相手方工事実績でございます。23年度から26年度まで付けてございますのでご確認をお願いいたします。

それでは5ページです。配置図でございます。現園舎が斜線で示したところ。新たに増築するのは、黒塗りの部分です。小学校側の建物との間に増築をする計画でございます。

続きまして、6ページです。黒塗り斜線部分が現園舎でございます。そこに、増築は白い部分で、職員室、玄関ホールで玄関も少し方向が変わってきます。絵本室、保育室1、保育室2、各々教材室であったり園児の便所が設置される内容でございます。以上、説明といたしますよろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番 赤嶺奈津江議員。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後0時02分）

再開（午後0時06分）

○議長 宮城清政君 再開します。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。議案第58号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第58号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第58号 南風原幼稚園園舎新增築工事(建築)の請負契約について採決します。本案に賛成する方は、起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第26. 議案第59号 北丘幼稚園園舎新增築工事(建築)の請負契約について

○議長 宮城清政君 日程第26. 議案第59号 北丘幼稚園園舎新增築工事(建築)の請負契約について議題とします。まず、本案に関し、提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第59号 北丘幼稚園園舎新增築工事(建築)の請負契約についてであります。北丘幼稚園園舎新增築工事(建築)について、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

記1. 契約の目的 北丘幼稚園園舎新增築工事(建築)。2. 契約の方法 指名競争入札による契約。3. 契約金額5,185万6,200円。4. 契約の相手方 住所沖縄県浦添市大平2丁目1番1号 株式会社太名嘉組 代表取締役名嘉 謙。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 それでは、議案第59号の内容について概要説明をいたします。

2ページの入札の結果報告でございます。9月18日に入札を行いました。これも最低制限価格を設定してございます。18社の応札で15社が入札をしてございます。そのなかで、3番目の株式会社太名嘉組が落札でございます。

次に、3ページの工事の概要について説明いたします。工事名 北丘幼稚園園舎新增築工事(建築)。工事場所 南風原町字宮平地内。工期 平成27年10月1日から平成28年3月8日まででございます。主な施工内容 建物規模が園舎面積235平方メートル、構造が鉄筋コンクリート造1階建てでございます。工事内容 直接仮設工事一式。地業工事一式。コンクリート工事一式。既製コンクリート工事一式。石工事一式。木工事一式。左官工事一式。金属製建具工事一式。塗装工事一式。ユニット及びその他工事一式。土工事一式。鉄筋工事一式。

型枠工事一式。防水工事一式。タイル工事一式。金属工事一式。木製建具工事一式。硝子工事一式。内外装工事一式。工事の内容につきましては、津嘉山幼稚園で説明したとおりでございます。

次に、4 ページが契約相手方の工事实績表です。23年度から26年度まで付けてございますのでご確認をお願いいたします。

それでは 5 ページです。配置図でございます。斜線部分が現園舎でございます。そこを運動場のほうに延ばしていくというような園舎の造りでございます。

園舎増築の内容につきましては、6 ページをお願いいたします。黒塗り部分が現園舎でございます。半円のステージホールをから左側に園舎の保育室 1 と 2、それから廊下、園児用の便所、それから教材室、倉庫です。それから、絵本室、多目的室が今回の増築でございます。以上、説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番 玉城 勇議員

○13番 玉城 勇君 3カ所の幼稚園の入札結果が出て、比較できるのですけれども、津嘉山幼稚園が7,800万円ほど、南風原幼稚園が7,700万円、北丘が5,000万あまり。ということで、面積的には一緒なのですけれども、この2,000万円あまりの差はどういうことか。工種が違うのか。津嘉山については、100平米以上大きいのですが南風原と一緒なのです。4カ所を比べると、南風原幼稚園は極端に金額が高過ぎる結果になっているのですけれども、でも面積はほぼ一緒なのです。この差は何なのか。工種が違うのか、他の3カ所は工事がやりやすいのか、設計はどのように出ているのか教えてください。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 北丘幼稚園と南風原幼稚園は面積的にはほぼ一緒だということですが、南風原幼稚園については軟弱地盤だということで杭を設置する事業がありその分、北丘幼稚園よりは金額的に大きくなっています。北丘と、これから出てきます翔南はほぼ同じ金額になっております。南風原幼稚園だけは杭のために大きくなっているということがあります。津嘉山については、面積が100平米程度大きいということで工事費は大きくなっております。以上です。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 設計を見ても杭だけで2,500万円かかることはないと思うのですけれども、他にも何か工法が変わるのか。杭だけで2,500万円も変わるのですか。もう一度、説明してください。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 基本的には杭が大きいということです。杭を設置するために、鉛直の不発弾探査も今回工事のなかに入っていますので、その部分等も含んでいるということで金額的には大きくなっています。以上です。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 今、課長がおっしゃっていた不発弾探査は、4園ともやるわけですね。やらないのですか。北丘もそういう調査はないのですか。おおまかに杭だけで、主に杭であるということでも2,500万円も違えば、もう少し具体的なものも説明が欲しいと思うのです。もしありましたら、おおまかに何点か説明してもらえますか。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 杭の事業費として直接工事費ベースで1,200万円程度ということであります。それに諸経費、消費税等換算しますと、おおむね1,700万円です。それに鉛直探査で今回17メートル入っていきますので、その分、ボーリングで穴を開けて、1メートル間隔で不発弾探査をしていきますので、その部分の金額が加算されて、おおむね2,300万円ですか、北丘よりは大きくなっているということであります。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 先ほどの金額のことも気になっていたのですけれども、これで3園目、次の4園目も出てきますが、津嘉山幼稚園は3教室で、この造りと言いますか教室の大きさは4園とも同じですか。要するに、同じようなグレードで同じような園舎を造るのでしょうか。それとも、少し大きさが違うというようなことがありますか。津嘉山小学校が1教室多いことは分かっています。他のところは変わるのですか、変わらないのですか。それをお聞きしたい。

それからもう1つは、今度の入札ですが、実は津嘉山幼稚園の園舎を落札した大満土建さんは北丘でも入ってきているのですね。ということは、津嘉山幼稚園を請負されている大満さんが北丘でも落札することもあり得るということなのですか。津嘉山の入札で並んでいる会社で、照正組、太名嘉組、金城組だとか何社かがまた北丘の入札にも出てくるのです。前入札で落札していなければ次で指名に入ってくることは分からないでもないのですが、落札した会社が入ってくるというのはどういうことか。その点、説明してください。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 保育室の大きさ、グレードについてであります。基本的には既設の保育室がありますので各園ともその既設の保育室を検討して大きさは増築する部分も合わせています。グレードについても基本的には合わせましようとしておりますが、何分、各園、既設の建物に違いがありますのでそれに応じて仕上げ等も設置しているということになっております。

指名についてであります。今回、入札時期が9月15日、17日、18日と4園の入札が近く、指名もおおむね町内の業者さんAクラス、Bクラスということでほとんど指名している状況で、2カ所ずつですか、南風原幼稚園に入っていれば翔南幼稚園に入っているというかたちになっているかと思えます。そういうことで、指名については入札が近いということでダブって指名もしている状況であります。以上です。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 教室はおおむね一緒だと、でも外観は既設に合わせるので違うということですね。

それで入札なのですけれども、今のはちょっとおかしいのではないかと思います。4つある入札で全部に加盟してもそれはそれで構わないのですが、落札した所が入るといのはどうなのか。遠慮してもらおうとか、そういうようにならなければいけないのではないですか。同じ所が3つも4つも取っていいということなのですか。これでしたら2つ取る可能性もあるわけでしょう。それでいいのですか。同じような業者が4つある幼稚園の事業を2つも取るというのもおかしいのではないかと思うのです。一度落とした人は遠慮してもらって辞退してもらおうというようにしなければ、多くの業者の皆さんに仕事が回らないのではないのでしょうか。それを考えると、入札が近いからあまりダブらないようにするということがあるのではないのでしょうか。どうでしょうか。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 入札時期が15から18日までの間でやっている、現場説明もおおむね20日前ぐらいからですか、5日から10日の間で業者さんに通知をして資料等の配布をしていることがありまして、この入札したあとにまた指名をするとなるとどうしても期間が20日ぐらいですか1つの工区を入札するまでにかかることがありますので、そういうことで重なり、ダブリもありながらも指名しているということでもあります。また、寛諄議員がおっしゃっているように、同じ業者が2社、3社取る可能性もあるかということですか。

が、これは業者さんでしか入札はいたしませんので、指名した以上は、落札はあり得るかも知れないということでもあります。しかし、われわれとしては、業者さんが1つの工事箇所に集中していただくということで再三説明をしているところがありますので、1件落札すれば2件、3件と落札することは少ないと見ております。以上です。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後0時24分）

再開（午後0時31分）

○議長 宮城清政君 再開します。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 今回の関連ですけれども、以前は確か50パーセント、70パーセント以上持っていたら指名しない、80パーセント事業が済んでいたら指名したかな。そういう条件が入札指名委員会のなかで話し合いを持っていたと思います。今回について、今、寛淳さんが質問されていたのですが、多くの町内企業にチャンスを与えようということで、落札した業者に対しては指名した主管課で辞退を指導していたのではないかと思います。今回、複数の工事を請けていたらおそらく来年の3月には間に合わないだろうと、それだけの雇用はしていない。下請けにさせるわけでしょう。それよりは元請けでやる企業に仕事をさせたほうがいいわけです。ですから、そういった指導はやっていないのかどうか、やらなかったのかどうか。今後、土木も含めて、教育委員会も含めて、建築も含めて、今後の指名のあり方をもう少し具体的にやったほうがいい。入札審査委員会のほうで基準をきちっと整備したほうがいいかと思います。町内企業にどれだけ仕事を与えられるか非常に大事だと思います。町内企業の皆さんも公共工事が非常に大事なのです。そういったことで業者の皆さんは期待していますし、町内企業だったら町民の雇用がある。町民にとっても雇用が生まれる。ということであつたら、町内企業を優先にしたほうがいい。町内企業に仕事を与えるという基本的な考え方で、今言った入札審査委員会で決めるものでしょうから、副町長が委員長だと思いますので、委員会としてまとめてもらいたい。

○議長 宮城清政君 質疑をまとめてもらえませんか。

○8番 花城清文君 もう1つ、幼稚園は定数35名です。30名か、35名か、各園によって違うのかな。南風原幼稚園の場合、あちらはもともと田んぼ、私の小学校の時は田んぼで、河川が曲がりくねっていたような気がする。そういったことで、土質自体が軟弱であつて、杭も然りであるが基礎もかなり変わってくるのだらうと思うが、そういったことが配慮された予定価格であつたのかどうか教えてください。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 ただいまの質問にお答えいたします。杭の件であります、軟弱地盤だということで杭等の処理をする対策は講じております。先ほどもう1件。業者さんの件ですが、落札した業者を呼んで指導したかですが、特に担当ではやっていないということでもあります。逆に、呼んで個別で話をすると後でややこしくなるのではないかとということで、個別指導はやっていないとのことでもあります。以上でよろしいでしょうか。

○議長 宮城清政君 他に。6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん 建物自体の設計の件で聞きたいのですけれども、現場説明で議員で見に行きましたけれども、職員室と子どもたちが体調が悪いときに休む保健室的な所がありました、そこが若干狭いということがあったのですが、今回その部分が確保されているのか、大きくされているのかどうか。子どもたちの人数が増えれば、それだけ体調の悪い子がいたら休む場所が必要になってくるはずなのですが、その確保はどうなっていますでしょうか。

○議長 宮城清政君 学校教育課長。

○学校教育課長 稲福 正君 職員室についてだと思いますが、北丘幼稚園については、平成26年度に大規模改造の時点で部屋の回収をしたということで職員室自体の増はやっておりません。ただ、多目的室ということで、保育室の下ですか、こちらに設けている部屋で会議等があれば対応するというので園とは調整が済んでおります。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第59号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第59号北丘幼稚園園舎新增築工事(建築)の請負契約について採決します。本案に賛成する方は、起立を求めます。

(起立全員)

平成27年第3回定例会 9月30日

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第27. 議案第60号 翔南幼稚園園舎新增築工事（建築）の請負契約について

○議長 宮城清政君 日程第27. 議案第60号 翔南幼稚園園舎新增築工事（建築）の請負契約について議題とします。まず、本案に関し、提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第60号 翔南幼稚園園舎新增築工事（建築）の請負契約についてであります。翔南幼稚園園舎新增築工事（建築）について、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

記1. 契約の目的 翔南幼稚園園舎新增築工事（建築）。2. 契約の方法 指名競争入札による契約。3. 契約金額5,711万400円。4. 契約の相手方 住所沖縄県宜野湾市真栄原1丁目9番20号 前田建設株式会社 代表取締役仲地政和。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 新垣好彦君 議案第60号の内容について概要説明をいたします。

2ページの入札の結果報告で資料を付けてございます。9月18日に入札をいたしました。この工事につきましても最低制限価格を設定してございます。18社が入札を行いまして、7番目の前田建設株式会社が落札でございます。

それでは、3ページの工事の概要でございます。工事名 翔南幼稚園園舎新增築工事（建築）。工事場所 南風原町字喜屋武地内。工期 平成27年10月1日から平成28年3月8日まで。主な施工内容 建物規模が園舎面積250平方メートル、構造が鉄筋コンクリート造1階建て。工事内容 直接仮設工事一式。地業工事一式。コンクリート工事一式。既製コンクリート工事一式。石工事一式。木工事一式。左官工事一式。金属製建具工事一式。塗装工事一式。ユニット及びその他工事一式。土工事一式。鉄筋工事一式。型枠工事一式。防水工事一式。タイル工事一式。金属工事一式。木製建具工事一式。硝子工事一式。内外装工事一式で、内容につきましては、津嘉山幼稚園で説明したとおりでございます。

続きまして次のページ、契約相手方の23年度から26年度までの工事实績を付けてございますのでご確認ください。

それでは5ページです。配置図につきましては、黒い斜線部分が現園舎でございます。現園舎から運動場のほうに延長するかたちでの新增築になります。

それでは、内容につきましては6ページです。白い部分が工事の増築部分です。保育室1、保育室2、それから園児用の便所、それから濾過を挟みまして玄関の靴箱等を設けてござい

ます。それから倉庫、教材室です。これまでの玄関は、丸い所がございましてそこに靴等を置いてございましたが、そこに新しく造ってございます。事務室がございまして、そこにも白い部分がございますので、そこも増になります。事務室と保育室の2つですね。それが今回の増築でございます。以上、説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。議案第60号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第60号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第60号 翔南幼稚園園舎新增築工事（建築）の請負契約について採決します。本案に賛成する方は、起立を求めます。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第28. 報告第10号 専決処分 津嘉山第3雨水幹線工事（26-7）の請負契約金額の変更の報告について

○議長 宮城清政君 日程第28. 報告第10号 専決処分 津嘉山第3雨水幹線工事（26-7）の請負契約金額の変更の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 日程第28. 報告第10号 専決処分 津嘉山第3雨水幹線工事（26-7）の請負契約金額の変更の報告についてであります。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。

記1. 専決処分事項 津嘉山第3雨水幹線工事（26-7）の請負契約金額の変更について。2. 専決処分した理由 議会の議決を得た工事請負契約について、請負金額の400万円以内の変更であります。

次のページをお願いします。専決処分については、9月24日に行っています。まず、専決処分事項の内容についてであります。（1）変更事項 変更前契約額6,696万円。増額金額

399万6,000円。変更後契約額 7,095万6,000円。(2) 契約の相手方 住所沖縄県那覇市前島3丁目13番11号 株式会社高橋土建 代表取締役玉城俊夫。2. 変更した理由 地盤改良杭の施工において大型重機での施工としていたが、土質が想定よりも軟弱であることから現場状況を考慮し、小型重機に工法変更したため杭の数量が増となったことによるものであります。その内容等においては、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 ただいまの報告第10号につきまして、説明させていただきます。本現場につきましては、昨年、平成26年9月30日第3回定例会におきまして請負契約について可決していただいた現場となっております。今回の専決処分は、請負契約金額の増額変更となっております。理由としましては地盤改良杭の施工において大型重機での施工としておりましたけれども、現場が想定よりも軟弱地盤ということで、当初予定しておりました仮設の台そのものでは大型重機が施工予定杭の箇所まで届かないということがあったために、当初直接機械で攪拌をする工法からボーリングによって高圧で噴射して拡散する地盤改良法に変更したことによりまして杭の本数が22本から40本へ数量が増になったためによる増額変更となっております。杭の本数が増えたのは、当初予定しました杭については杭の径が大型のものになっておりました。変更しましたのは、小型機種によって高圧で圧入で噴射をして杭を作ることからどうしても径が小さくなります。それによって杭の本数が増えたことによりまして増額変更となっております。現場の内容につきましては、添付されている図面において赤く表示されています箇所ボックスカルバートの基礎の下の現況地盤の改良ということになっております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 ただいまの報告について質疑がありましたら発言を許します。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 2点聞かせてください。理由が地盤が軟弱だとのことですが、基本設計のときに土質調査もやられると思いますが、やられたのかどうか。

もう1つは、基本設計の段階で今言った工事が予見できなかったのかどうか。全く予想できなかったのかどうか教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。軟弱地盤が想定される現場におきましては、当然、ボーリング調査を行っております。ただ、ボーリング調査では短い間隔でも30メートル、長い間隔になりますと50メートル間隔でのボーリング調査となりまして、その間

は想定ということで設計を行います。現場で着手して試験掘りとか、実質工事着手した段階で当初ボーリングデータよりも軟弱だと判明したために、その軟弱地盤に大型重機を設置する台を設けますけれども、そこに大型重機を設置するには不安定さが残るということで、経済比較によって小型機種に変更して、杭の本数は増えますが総合的に変更を経済比較しますと今回採用しました工法のほうが最適だということでの施工となっております。金額的に399万6,000円の増額となっております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 基本設計の段階で土盤の調査もやられたとのことですから、地域の皆さんも、われわれでもそうですが、そこはもともと川があつて軟弱だということによく分かると思います。基本設計の段階でそれが分かっていたのであれば、想定した実施設計が大事だと思います。そうすればこういったことが出てこなかった。今、私が注意しているのは、基本設計の段階、土質調査の段階があまり生かされていない気がします。全く予想できなかったというのであれば、致し方なかったと思うが、基本設計というのがあるいは土質調査というのが、実施設計する前提として調査したわけでしょう。工事をしていく前提として設計していくわけでしょう。今後は気を付けて欲しい。基本設計の段階で、実施設計、工事をする時には、こういったことが予想できる所であったら最初でやるべきだと思います。そういったことを講じてもらうことを希望して質問を終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(なし)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第10号 専決処分 津嘉山第3雨水幹線工事(26-7)の請負契約金額の変更の報告については、これをもって終わります。

日程第29. 報告第11号 専決処分 津嘉山第3雨水幹線工事(26-8)の請負契約金額の変更の報告について

○議長 宮城清政君 日程第29. 報告第11号 専決処分 津嘉山第3雨水幹線工事(26-8)の請負契約金額の変更の報告についてを議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩(午後0時56分)

再開(午後0時57分)

○議長 宮城清政君 再開します。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第11号 専決処分 津嘉山第3雨水幹線工事(26-8)の請負契約金額の変更の報告についてであります。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。

記1. 専決処分事項 津嘉山第3雨水幹線工事(26-8)の請負契約金額の変更について。2. 専決処分した理由 議会の議決を得た工事請負契約について、請負金額の400万円以内の変更であります。

次のページをお願いします。9月24日に専決処分をしております。その専決処分の変更事項ですが、変更前契約額4,968万円。増額金額 324万円。変更後契約額 5,292万円。(2) 契約の相手方 住所沖縄県那覇市宇栄原6丁目14番5号 有限会社岸本組 代表取締役岸本ひろみ。2. 変更した理由 仮設土留材の鋼矢板を当初は引き抜く計画であったが、現場周辺土質が予想より軟弱であり、引き抜くことで近接地盤の沈下、建築物のひび割れ等のおそれがあることから、鋼矢板の引き抜きをせず埋め殺しとすることにしたことによるものです。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 ご説明させていただきます。報告第11号 専決処分 津嘉山第3雨水幹線工事(26-8)の請負契約金額の変更。こちらも先ほどの報告第10号と同じで、昨年、平成26年9月30日第3回定例会において請負契約の可決をしていただきました現場となっております。今回、設計変更によりまして増額金額324万円の増額の契約を行っております。変更しました理由としまして先ほど副町長のご説明がありましたとおり、当初のボーリングデータに基づく地盤よりも現地は軟弱だと判明しております。その結果、隣接している建築物等にひび割れや破損のおそれがあると判断したことから、鋼矢板矢板枚数43枚を引き抜かず埋め殺しをしました結果、今回の増額金額となっております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 ただいまの報告について質疑がありましたら許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第11号 専決処分 津嘉山第3雨水幹線工事(26-8)の請負契約金額の変更の報告については、これをもって終わります。

平成27年第3回定例会 9月30日

日程第30. 報告第12号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

○議長 宮城清政君 日程第30. 報告第12号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）を議題とします。まず、提出者から報告を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 報告第12号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告いたします。

記1. 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について。2. 専決処分した理由 法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものにかかる和解及び損害賠償の額の決定に関する事項。

次のページをお願いします。専決処分は、9月26日に行っております。記1. 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について。2. 相手方 記載のとおりであります。3. 事故の概要 平成27年6月19日午前9時25分ごろ、字宮平795番地1前の公道において、職員が職務上運転する公用車で左折したところ、自宅車庫より後退で出庫した相手車両と接触し、当該車両を損傷させたことによるものです。4. 損害賠償額 1万7,800円。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 私のほうから、専決処分をしましたこの事故につきましての詳細を説明させていただきます。本事故につきましては、当町職員が公用車にて公道を走行中、民地側であります相手方の車が車庫からバックで公道へ進入しようとした際に当方の公用車とぶつかったということであります。事故の責任割合というものがあまして10パーセントは当方の公用車にも非があるとの判断があり、それに伴い1万7,800円の損害賠償額が生じていることとなります。補足で説明いたしますけれども、図面の状況から言いますと、民地側からバックで出た際に公道を走っています車両にぶつかっている状況ではございますけれども、当方の公用車にも安全運転の義務違反が生じるということございまして、10対0の割合となりますのは停車している車にぶつけるとか後ろから追突とかそういうもので、それ以外につきましてはほぼ責任割合が発生すると聞き及んでおります。それにより、今回につきましては責任割合10パーセントあるという判断での損害賠償となっております。よろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 ただいまの報告について質疑がありましたら発言を許します。（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。報告第12号 専決

処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）は、これをもって終了します。

日程第31. 発議第1号 南風原町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第31. 発議第1号 南風原町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、本案に関し提案理由の説明を求めます。6番 赤嶺奈津江議員。

○6番 赤嶺奈津江さん 発議第1号 平成27年9月30日。南風原町議会議長宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員赤嶺奈津江。賛成者 南風原町議会議員照屋仁士、浦崎みゆき、大城 毅、玉城 勇、金城好春、大城真孝。南風原町議会委員会条例の一部を改正する条例上記の議案を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。提案理由 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」と併せ、地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたことから、南風原町議会委員会条例第17条を改正する必要があると提案します。

南風原町議会委員会条例の一部を改正する条例 南風原町議会委員会条例（昭和62年南風原町条例第18号）の一部を次のように改正する。第17条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。附則 この条例は、公布の日から施行する。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第17条の規定は適用せず、この条例による改正前の第17条の規定は、なおその効力を有する。

資料1と2を添付させていただいておりますので、各自お目とおしをお願いいたします。以上です。よろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。発議第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって発議第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより発議第1号南風原町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、賛成する方

は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。

日程第32. 陳情第17号 健康で文化的な最低限度の生活を保障する立場で「生活保護基準引き下げ」、「住宅扶助、冬季加算の引き下げ」中止を求める陳情書

○議長 宮城清政君 日程第32. 陳情第17号 健康で文化的な最低限度の生活を保障する立場で「生活保護基準引き下げ」、「住宅扶助、冬季加算の引き下げ」中止を求める陳情書についてを議題とします。まず、本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 陳情第17号 健康で文化的な最低限度の生活を保障する立場で「生活保護基準引き下げ」、「住宅扶助、冬季加算の引き下げ」中止を求める陳情書 審査の経過 本件は、9月4日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では、15日に委員会を開き審査を行い、17日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果は、陳情の趣旨を妥当とみなし全会一致による採択であります。措置に関しましては、後ほど大宜見洋文議員より意見書を提出いたします。以上。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第17号 健康で文化的な最低限度の生活を保障する立場で「生活保護基準引き下げ」、「住宅扶助、冬季加算の引き下げ」中止を求める陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は採択されました。

日程第33. 意見書第7号 健康で文化的な最低限度の生活を保障する立場で「生活保護基準引き下げ」、「住宅扶助、冬季加算の引き下げ」中止を求める意見書

○議長 宮城清政君 日程第33. 意見書第7号 健康で文化的な最低限度の生活を保障す

る立場で「生活保護基準引き下げ」、「住宅扶助、冬季加算の引き下げ」中止を求める意見書についてを議題とします。まず、本件に関し提出者からの趣旨説明を求めます。4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 それでは、読み上げて提案します。平成27年9月30日。南風原町議会議長 宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員 大宜見洋文。賛成者 南風原町議会議員 新垣由雄、大城 勝、照屋仁士、赤嶺奈津江、大城 毅、金城好春、浦崎みゆき。

健康で文化的な最低限度の生活を保障する立場で「生活保護基準引き下げ」、「住宅扶助、冬季加算の引き下げ」中止を求める意見書 上記の意見書を、別紙のとおり南風原町議会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

健康で文化的な最低限度の生活を保障する立場で「生活保護基準引き下げ」、「住宅扶助、冬季加算の引き下げ」中止を求める意見書 政府は、生活保護基準について、2013年8月2014年4月に続き、2015年4月に3回目の生活扶助引き下げを行いました。今年の7月に住宅扶助、11月から冬季加算の引き下げを進めようとしています。生活保護基準は、就学援助をはじめとする低所得者への施策や最低賃金、住民税の非課税限度額等の目安となっており、保育料、福祉、医療サービスの負担金など広範な県民生活に多大な影響を及ぼします。現在の「生活保護費」では、生活費を切り詰め、親戚・友人などの冠婚葬祭にも出席できず、健康で文化的な最低限度の生活が維持できない状況です。憲法第25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての県民に保障する立場で意見書を提出します。

記1、生活保護基準引き下げ、住宅扶助や冬季加算の引き下げを中止すること。2、熱中症予防の立場から、「夏季加算」新設を要求するとともにクーラー設置費支給を実現すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成27年（2015年）9月30日 沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 厚生労働大臣。以上です。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第7号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。意見書第7号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより意見書第7号健康で文化的な最低限度の生活を保障する立場で「生活保護基準引き下げ」、「住宅扶助、冬季加算の引き下げ」中止を求める意見書についてを採決します。本件について、可決するこ

とに賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は可決されました。

日程第34. 陳情第13号 公共工事発注に際しての事業用自動車緑ナンバー使用に関する陳情

日程第35. 陳情第15号 若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書採択に関する陳情

○議長 宮城清政君 日程第34. 陳情第13号 公共工事発注に際しての事業用自動車緑ナンバー使用に関する陳情、日程第35. 陳情第15号 若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書採択に関する陳情を議題とします。経済教育常任委員長、総務民生常任委員長からそれぞれ委員会の審査についてお手元に配布しました申出のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査をすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第36. 決議第5号 閉会中の議員派遣

○議長 宮城清政君 日程第36. 決議第5号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については別紙のとおり派遣することに決定しました。

○議長 宮城清政君 次に、議決事件、字句及び数字等の整理についてを議題とします。

お諮りします。本定例会において議案及び意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定しました。

平成27年第3回定例会 9月30日

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

○議長 宮城清政君 これにて、平成27年度3回南風原町議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会（午後1時18分）